

「働き方改革行動指針」

働きやすい職場環境を構築し、
担い手の確保・育成を促進するために

福島県建設業協会の会員企業は、左記の行動を基本方針とし、発注者と連携しながら協会ビジョン二〇二八に掲げた「働きやすい職場環境を構築し、担い手の確保・育成を促進」の具現化を推進します。

- 一、すべての従業員が働きやすさを実感できる職場環境の整備等に、経営者は従業員とともに働き方改革を推進します。
- 二、従業員個々の職務内容や職務能力、経験等に対する適正な評価を行い、適切な水準の賃金支払いや福利厚生の実施など処遇改善に取り組みます。
- 三、若者が入職しやすい職場環境の整備や女性技術者等が働き続けられるための環境整備に取り組み、若者や女性に選ばれる建設企業を目指します。
- 四、建設現場での安全衛生管理活動を積極的に実施し、安全で快適な職場環境の整備に取り組みます。
- 五、現場を含めた四週八休制を達成するため、「休日 月二プラス」(前年度の月実績に休日を一日プラス)の取組を実施します。
- 六、所定外労働時間の削減や年次有給休暇を取得しやすい環境整備を進め、従業員の健康づくりを通じた健康経営に取り組みます。
- 七、従業員の資格取得への支援やスキルアップに向けた研修など人材育成に取り組みます。
- 八、ICT(情報通信技術)の活用や現場の実情に即した業務の見直しなどを行い、生産性向上に取り組みます。
- 九、元請企業の責務として、下請企業に対しては必要工期の確保や適切な現場管理を行うとともに、建設キャリアアップシステムへの登録を推進し、適切な水準の賃金支払いや標準見積書を尊重した法定福利費の支払いなど労働環境を改善します。
- 十、働き方改革の実現に向けて、建設業のイメージアップや担い手確保等を推進するため、様々な取組を企業自ら情報発信します。

令和二年四月一日 策定

以上

